

令和7年 第10回農業委員会議事録

令和7年10月24日午後3時00分に第10回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 齊 藤 智 実	2 番 近 藤 剛	3 番 沼 澤 克 己
4 番 五十嵐 純 一	5 番 西 塚 喜 行	6 番 西 塚 孝 也
7 番 高 橋 央	8 番 星 川 敬 夫	9 番 大 崎 清 孝
10 番 後 藤 一 彦	11 番 本 間 俊 悦	12 番 伊 勢 村 孝 之
13 番 石 川 富 士 太 郎	14 番 笹 原 光 政	15 番 小 松 栄 作
16 番 齋 藤 吉 勝	17 番 山 口 栄 子	18 番 鈴 木 藤 光
19 番 星 川 礼 子		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

5 番 (西塚 喜行) 11 番 (本間 俊悦) 15 番 (小松 栄作) 16 番 (齋藤 吉勝)

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局主査兼係長	富樫 久芳	事務局主事	菅野 幹太

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|-------|----------------------------|
| 報第13号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 議第37号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第38号 | 非農地証明願について |
| 議第39号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第40号 | 尾花沢市農用地利用集積等促進計画について |
| 議第41号 | 尾花沢市農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について |

令和7年 第10回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和7年第10回通常総会を10月24日（金）市役所大会議室において午後3時00分より開会した。

（事務局 五十嵐事務局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐事務局長）

ご着席願います。5番西塚喜行委員、11番本間俊悦委員、15番小松栄作委員、16番齋藤吉勝委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は15名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

みなさん今日は総会にご出席いただきありがとうございます。今年は稲刈りが始まってから雨続きででだいぶ苦勞されたことと思いますけれども、尾花沢市内を見渡してみますと、ようやく稲刈り等も終わり、来年のすいか畑の調整など仕事に入っているようで、大変喜ばしく感じております。

みなさん稲刈り等で疲れた体を十分休めて、次の作業に入ってくださいようお願いします。挨拶に代えさせていただきます。

（事務局 五十嵐事務局長）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

(議 長)

これより令和7年第10回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、12番伊勢村孝之委員、13番石川富士太郎委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第13号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第13号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁をご覧ください。案件は9件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、別人へ貸借するものが4件、条件を変更し同人へ貸借するものが1件、別人への売買が2件、貸借契約を解約し同人へ売買するものが2件です。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第18号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、1番齊藤智実委員の退席を求めます。

(1 番 齊藤智実委員 退席)

(議 長)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第 3 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」今月申請のありました案件についてご説明いたします。所有権の移転が 1 5 件、賃貸借権の設定が 9 件です。5 頁から 1 0 頁が所有権移転分です。

所有権移転の申請事由ですが、所有者の 農業廃止によるものが 1 0 件、労力不足によるものが 2 件、相手方の要望によるものが 1 件、兼業による経営縮小が 1 件、その他の贈与が 1 件です。

1 1 頁からが賃貸借権の設定です。申請事由ですが、所有者の 農業廃止によるものが 4 件、労力不足によるものが 4 件、相手方の要望によるものが 1 件です。

このうち No. 1 1 は再来年度から独立就農予定の方です。なお、受け人側の事由について正しくは新規就農であります。No. 1 から No. 9、No. 1 1 から No. 1 4、No. 1 6 から No. 2 4 は不許可要件である農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

No. 1 0 と No. 1 5 については、農地法第 3 条第 2 項第 4 号の権利を取得しようとする者がその取得後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合に当たると思われますが、No. 1 0 は農地と隣接する空き家をまとめて売買するもので、管理の都合から宅地の購入者と同一でなければ不具合を招くおそれがあるため例外的に所有権の取得を認めるべきものであります。また、No. 1 5 は受け人と渡し人が所有する 1 枚の不整形の田の中の渡し人側が所有していた一角を贈与するものであります。1 枚の田の大部

分は既に貸しているため、今回の申請地もある程度の時期に貸し出しとなると思われますが、別の方が譲り受けることになると土地利用に不具合が出ますので止むを得ないものと判断します。

また、今年4月より国より示されております農業関係法令の遵守確認ですが違反がないと申告を受けております。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しく申し上げます。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第37号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。1番齊藤智実委員復席願います。

(1番 齊藤智実委員 復席)

(議長)

次に議第38号「非農地証明願について」を上程いたします。現地調査第3班主任、山口栄子委員の報告・説明を求めます。

(17番 山口委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第38号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第3班主任、山口栄子委員の報告・説明を求めます。

(17番 山口委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第39号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第40号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、12番伊勢村孝之委員の退席を求めます。

(12番 伊勢村委員 退席)

(議長)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

富樫主査。

(事務局 富樫主査)

それでは、議第40号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」説明いたします。
議案書29頁の促進計画の総括表をご覧ください。

今回申請のありました促進計画は、賃貸借が33件、使用貸借が1件です。

申請地は農振農用地区域内が327,123㎡です。尾花沢地区の地域計画に含まれている農地が100,437㎡、福原地区の地域計画に含まれている農地が27,691㎡、宮沢地区の地域計画に含まれている農地が138,395㎡、玉野地区の地域計画に含まれている農地が14,878㎡、常盤地区の地域計画に含まれている農地が59,067㎡です。

対象人数は賃貸借が出し手30名、受け手17名、使用貸借が出し手1名、受け手1名になります。

借賃の値幅は下段中央のとおりになります。

30頁からは市より計画要請のあった順に記載した個別状況です。

これらの内容は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条5項の1号から6号までの各号の要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第40号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。12番 伊勢村孝之委員復席願います。

(12番 伊勢村委員 復席)

(議長)

次に、議第41号「尾花沢市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

田中補佐。

(事務局 田中局長補佐)

それでは、議案書49頁、議第41号「尾花沢市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を説明いたします。

こちらにつきましては、以前令和元年11月の全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」がなされ、令和2年1月に本市でも決議した経緯がございます。今年度に入り2件の不祥事が発生したことを受け、各市町村農業委員会においても、総会内において法令遵守の申し合わせを行うようにと、8月に全国農業会議所より県農業会議を通じ依頼があったものであります。今回は、農業委員の補欠選任がありましたので、この機に決議するものです。それでは別紙をご覧ください。読み上げます。

(別紙読み上げ)

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第41号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和7年第10回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後3時32分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和7年10月24日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____